

質 問 回 答

2023 年 7 月 24 日

「全世界 2023 年度案件別外部事後評価パッケージⅡ-5（モザンビーク）(QCBS)」

（公示日:2023 年 7 月 5 日／公示番号 23a00117）について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	p. 12 第 4 条 業務の実施方針及び留意事項 (2) 安全配慮と現地調査範囲 1) モザンビーク：ナカラ回廊地域の農業開発におけるコミュニティレベル開発モデル策定プロジェクト (PEM) 第 2 点目	「本事後評価開始後、評価方針策定時までに受注者は JICA と協議の上、最低 1 つ以上の農業開発モデル（本事業は 4 種類のモデルがあり、本事業の事業完了報告書に記載の通り、主な対象者はモデル 1 と 2 は小規模農家、モデル 3 は組合、モデル 4 は企業を対象）が行われたサイトを選定し、」とありますが、1 つ以上のモデルが実施されたサイトのすべてを選定する、ということでしょうか。それとも、1 つ以上のモデルが実施されたサイトを 4 種類のモデルを満遍なく網羅するように選定する、ということでしょうか。	後者に該当します。すなわち、4 つのモデルのうち、1 つ以上のモデルが実施されたサイトを可能な限り偏りない形で選定することを意図しております。
2	p.16 第 4 条 (5) 定性調査 (6) 詳細分析	現地調査を行うにあたり、現地住民の協力が得られなかった/支障があった場合は想定されるでしょうか。	現時点では、相手国実施機関・関係機関の協力を得つつ、住民の方の了解が得られた地域にて現地調査を実施することを想定しています。
3	p. 18	(8) ~ (11) の業務については、調査対象国	ご指摘のとおり、(8) ~ (11) は第 2 次現地調査

	<p>第5条 調査の内容 (8) 暫定評価に係る実施機関との協議～(11) 追加情報の収集</p>	<p>へ渡航(第2次現地調査時)しての実施を想定されている、という理解でよろしいでしょうか。 (8)で「なお、第2次現地調査の最後にJICA事務所に報告を行う。」とありますが、(10)での「JICA事務所等へ報告し、」を指すのでしょうか。</p>	<p>時に実施する業務として想定しています。また、(8)で「なお、第2次現地調査の最後にJICA事務所に報告を行う。」とありますが、(10)での「JICA事務所等へ報告し、」を指しており、別々にJICA事務所に報告することを意図しているわけではありません。</p>
--	---	---	--

以上